

児童が社会性を身に付け、安全に安心して学習に取り組めるよう、学校として取り組んでいきます。次のことを守って生活しましょう。

(1) 登下校について

★けがや事故等、トラブル防止のために次のことを守りましょう。

登校… 集合場所への集合時刻を守り、7時50分～8時10分までに登校する。

※7時50分より早く登校した場合は教室に入れません。開放廊下で待ちましょう。

登校班ごとに、決められた順番で一列にならび、決められた通学路を通る。

忘れ物に気付いても、登校中や登校後に取りに帰らない。

欠席する場合は、集合時刻までに登校班の班長へ、7時50分までに学校へ連絡する。

下校… 下校時刻を守る。下校時刻の5分前には集合し、静かに待つ。

集団下校で帰らない場合は、担任と登校班の班長に伝え、全体のあいさつが終わってから帰る。

(2) 校内での生活について

★学校は公的な場です。周りの人も気持ちよく生活できるように次のことを守りましょう。

①校舎内での過ごし方

・教室の中では、静かに過ごす。

・特別教室には、許可のない限り入らない。

・廊下、階段は、右側を1～2列で歩く。(みどり階段は危険なため、非常階段としてのみ利用する。)

・教室移動は並んで、静かに(無言)歩く。また、授業中は、廊下や階段でしゃべらない。

・授業開始のチャイムが鳴る前に席に着き、授業用具を準備して静かに待つ。

②遊びについて

・安全に気を付けて、ルールを守って遊ぶ。

・大休けい、昼休けいは、できるだけ外で元気に遊ぶ。

・廊下や階段、上校庭、掲揚台、職員駐車場、階段、校舎裏、岩石園周辺、体育館周辺、プール

横斜面、運動場芝生斜面、外の体育館倉庫前、プールのスロープでは遊ばない。

・竹馬のみ体育館倉庫前で使ってよい。番号を合わせて片づける。

・中庭は、ミーティングルーム入口までは上履きで利用できる。なわとび練習などに使い、走る遊びをしない。

・危険なため、なかよしの森や遊具で走る遊びをしない。

・ボールを蹴る遊びはしない。建物の壁に向かってボールを投げない。

・遊具は譲り合って使用する。違う学年で一緒に遊ぶ場合は、小さい学年に合わせて遊ぶ。

③板城っ子のやくそく

あいさつ・返事…いつでもどこでもだれにでも、気持ちのよいあいさつをする。

名前を呼ばれたら「はいっ」とはっきり返事をする。

言葉づかい……正しくていねいな言葉づかいを心がける。

職員室などへは、ノックをし、学年・名前・用件を伝え、許しを得てから入る。

はきものそろえ…くつ箱のくつやトイレのスリッパなど、かかとをそろえて置く。

無言そうじ……無言で時間いっぱい、集中してそうじする。

時間厳守……5分前行動を心がける。チャイムがなる前には着席する。

(3) 服装、身だしなみ、持ち物について

★公的な場での身だしなみに気をつけ、学習に集中できるように次のことを守りましょう。

【服装】

基準服

・制帽

・上着：紺色のダブル襟なし。ボタンは全てとめ、名札を付ける。名札は職員室で購入する（80円）

・中着：白のポロシャツ。ボタンを全てとめ、裾はズボンの中に入れる。

・紺色の半ズボン、スカート（ひざが隠れる長さ）

・靴下：靴下は、装飾のないものとし（500円玉大までのワンポイントは認める。）

色は白・紺・黒・グレーとする。ひざ下から足首がしっかり隠れるまでの長さとする。

・上履き：白を基調としたもの。（スリッポンタイプ・バレエシューズタイプどちらでも可。）

※足の甲とかかとの2か所に記名。

・靴：白を基調としたもの

冬季の服装

・上着の下にベストやセーター（白・黒・紺）を着てもよい。

・ベストやセーターだけを着ることも、裾や袖が上着から長くはみ出すようなデザインのものも認めない。

体操服

・半袖・長袖体操服（校章入りとなないものがあります。どちらでも可）※左胸に必ず記名

・紺色クォーターパンツ

・赤白ぼうし（ゴムひもをつける）

※原則、基準服を着用するが、原則として11月から3月末まで、気候や気温、体調等によっては次のように調節してよい。（体調やその他の考慮すべき事由がある場合は、その他の時期も相談の上着用を認める。）

・登下校時は、ジャンパー、長ズボン、マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。

・長ズボンは校内でも着用してよい。基準服、また体操服に準じた素材（ジャージが望ましい）と色（黒または紺）を認める。着用の際は基準服も一緒に着用する。

・安全のため、ネックウォーマー等で耳を隠さない。

・厳寒期は、大休けいや昼休けい以外遊びをする際にも手袋の着用を認める。

・体育時にはジャージやトレーナー等の着用を認める。（※詳細は別途お知らせ。）

【髪型等】

・学習に適した髪型にする。

・前髪は眉毛にかからない長さまでとする。前髪が眉毛にかかる場合は留めるか結ぶ。

・後ろ髪が肩にかかる場合、耳より下の位置で1つまたは2つにゴムで束ねる。ゴムやピンの色は黒・茶・

紺でシンプルな形とする。

・一部が極端に長かったり短かったりする髪型や人体や肌等に影響のあるもの（パーマ、染色、

整髪料など）は行わない。

・眉毛に手を加えたり、マニキュアをつけたり、化粧をしたりしない。

・装飾品（ミサンガ等）は身に付けない。

※特別な配慮すべき事項のある場合を除く。

【持ち物】

筆箱について 筆箱は箱型（ソフトタイプも可）で、鉛筆が一本ずつさせる形の物

※鉛筆をけずってあるか一目で分かり、管理しやすい

- 鉛筆（Bか2B）5本、赤青鉛筆（キャップは使わない） ネームペン、ものさし、消しゴム
ボールペン（赤・青）は4年生以上が使用可。シャープペンシルは使わない。

お道具箱 のり、はさみ、色鉛筆（クーピー）など、学習に必要な物だけ入れる。

- 学習道具はシンプルな形で、使いやすく華美ではないものが望ましい。
- 全ての持ち物には名前を書く。
- 学習に必要なものは、持って来ない。また、ランドセルや名札に不要な物はつけない。
- 携帯電話やスマートフォンは持って来ない。（特別な事情があるときは学校の許可を得て、下校まで職員室に預ける。）
- 水筒には、お茶または水を入れて持ってきてもよい。
- カイロは持って来ない。
- リップクリーム、ハンドクリーム等は、体調など考慮すべき事由がある場合は、相談の上認める。その際は、特別な色や香りのないものにする。

※不要なものを持ってきた場合には職員が預かり、下校時に本人に返す。場合によっては保護者に来校をお願いすることもある。

（4）校外での生活について

★下校後また休みの日に、地域で安全に気持ちよく過ごすために次のことを守りましょう。

①遊び方について

おうちの人に行き先と帰宅時刻を知らせてから外出する。

- 帰宅時刻は、4月～9月は午後6時、10月～3月は午後5時とする。
- おうちの人が留守の時や、おうちの人許可がない時には家の中に入らない。友達の家では、おうちの人の指示に従い、勝手なことをしない。
- あぶない遊びをしない。

※火遊び、エアガンなどは絶対にしない。

※池や川、田や溝で子どもだけで遊ばない。

※人や車、建物、田、池、川などに向けて石を絶対に投げない。

※ボール遊びは、してもいい場所か確認してから行う。

※遊具は正しく安全に使う。

※公道で遊ばない。人の敷地に入らない。

- 子どもだけで校区外へ行くことは禁止する。
- 子どもだけでお店に行かない。
- 子どもだけでお金を使わない。（店、自動販売機等）
- お金のむだづかい、お金や物の貸し借りや、買ってあげたり買ってもらったりはしない。

じてんしゃ の かた

②自転車の乗り方について

・自転車は「車両」であるため、道路交通法に従って安全に乗る。

・1・2年生までは、道路で自転車に乗らない。

3年生以上の児童も、自転車に乗ってよいかどうかは、保護者と相談をして決める。

・命を守るためにヘルメットを必ず着用する。

・点検・整備をして、体に合った自転車に乗る。



<自転車に乗れる場所>

- ・1・2年生・・・家の周りの安全な広場（保護者と一緒に）
- ・3・4年生・・・安全な地域内の道 ※三升原は375号線を超えない
- ・5・6年生・・・安全な校区内の道

③安全な生活について

・知らない人には、絶対について行かない。（いかのおすし）

①いかない。②のらない。③おおごえをだす。④すぐにげる。⑤しらせる。

④通信機器の利用について

・携帯電話やスマートフォンは、その目的をうちのひととよく考え使用時間や内容などのルールを決めて使う。

・インターネットやオンラインゲーム等の通信機能は、うちのひとのいるところで使う。

・ネットトラブルになったり、相手を傷つけたりすることになるので、人の悪口や個人情報等を発信しません。

・友達や知らないひととトラブルにならないように、やりとりの内容をいつでもうちのひとにオープンしておく。

・通信機器などで困ったことがあったら、すぐにおうちのひとに相談する。

・学習用タブレットは、学習に必要な時、必要なことにだけ利用する。

・破損防止のために、学校用タブレットを持ち運ぶときは必ず専用のカバンに入れ、使用後は保管庫に入れる。また、家に持ち帰るときは、必ずランドセルに入れる。

⑤その他

・変わったこと、困ったことがあれば、できるだけ早く学校に知らせ、相談する。

板城小学校電話番号

082-425-0001

082-420-2372

(5) 特別な指導について

この規定は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第1条 問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

第1項 法令・法規に違反する行為

- 1 窃盗・万引き・喫煙・飲酒・暴力など
- 2 建造物・器物損壊
- 3 その他、法令・法規に違反する行為

第2項 本校の「きまり」などに従わない行為

- 1 いじめ、暴力行為、授業妨害
- 2 指導無視及び暴言
- 3 その他、学校が教育上指導その処置を必要であると判断した行為

第2条 特別な指導

特別な指導においては、児童が自らの行動を反省し、より充実した学校生活が送れるよう、発達段階に応じた指導・援助を行う。

- 1 特別な指導は別室にて行い、その指導については、担任等が家庭との連携を行う。
- 2 特別な指導を行った場合は、その児童の様子や変容を十分観察し、その後の指導にあたる。
- 3 必要に応じて関係諸機関と連携をとりながら指導にあたる。